令和８年（フ）第７１号
高知市朝倉甲99番地１　アルカンシェルＢ104、旧住所高知市朝倉本町２丁目15番６号ミントハウス203
債務者　山本　花菜（旧姓樽本）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３３号
高知市鳥越144番地８　ザファースト201
債務者　所谷　美希
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６５号
高知県香美市土佐山田町248番地６　カームネス岡本106号室
債務者　立花あゆみ
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８８号
高知市桟橋通６丁目２番27号　ピアハイツＢ棟301
債務者　舩山　久範
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９５号
高知市天神町３番11号　コーポ阪口305
債務者　小山　武志
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９６号
高知市天神町３番11号　コーポ阪口305
債務者　小山　純江
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４１号
福岡県久留米市津福本町1661番地３　ＭＡＲＫＳＦＯＲＴ津福402号
債務者　松田　辰子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２５３号
福岡県久留米市合川町2074番地５　ウエラインアパート南棟２号、前住所福岡県久留米市津福本町1762番地７　フォーブル原102号
債務者　川勝　　巧
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２６６号
福岡県小郡市三沢2425番地１　ラフテル小郡202、前住所福岡県糟屋郡久山町大字山田1859番地１　プラムコートＢ一102号
債務者　榊　　利和
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２７９号
福岡県久留米市日吉町９番地11　朝日ビル206号
債務者　ＦＵＮＡＴＳＵ　ＲＯＳＩＴＡ　ＣＡＧＯＣＯ
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８０号
福岡県久留米市六ツ門町21－９　パークレーン六ツ門901号、住民票上の住所熊本県熊本市中央区水前寺１丁目23番７－702号　クレアドール水前寺公園通
債務者　木戸　明子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第９４号
長崎県大村市植松３丁目840番地　市営植松アパートＡ棟204号
債務者　本山惠美子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
北海道帯広市西１条南26丁目５番地２　ベルトピア帯広Ⅲ205
債務者　竹田　匡志
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第５９号
秋田県横手市幸町６番46号
債務者　小原有希乃（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第９０号
福島県会津若松市城西町４番26号　対馬館団地８棟22号
債務者　佐藤ミサ子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第８５号
新潟県三条市北入蔵２丁目７番３－２号（前住所　新潟県三条市上保内乙12番地７）
債務者　増田　礼子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第６３号
新潟県上越市中通町３番17号　県営中通住宅Ｃ棟　36号
債務者　小竹　玲奈
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
新潟地方裁判所高田支部